○国土交通省告示第八百八十六号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年七月二十七日　国土交通大臣　太田　昭宏

本則の表利率欄中「〇・六パーセント」を「〇・七パーセント」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十七年七月十日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○海上保安庁告示第五十六号

海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第三十四条の規定に基づき、航路等を記載する海図の指定に関する告示（昭和四十八年海上保安庁告示第七十七号）の一部を次のように改正し、平成二十七年七月三十一日から施行する。

平成二十七年七月二十日　海上保安庁長官　佐藤　雄二

航路等を記載する海図の指定に関する告示の一部を改正する告示

表W一三七一の項の次に次のように加える。

JP5510	MARINERS' ROUTEING GUIDE TOKYO WAN	1／100,000	法第1条第2項の政令で定める境界、航路、法第5条の航路の中央、法第25条第2項の経路、法第29条の2第1項の海域

○東北地方整備局告示第百三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十七日　東北地方整備局長　縄田　正

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
岩手県下閉伊郡山田町織笠第一一地割一番一一五から同町織笠第一一地割四四番二まで	前	一二・三〇～二五・二四メートル
	後	一二・三〇～四四・三二メートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○近畿地方整備局告示第百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年七月二十七日　近畿地方整備局長　森　昌文

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　東部大阪都市計画道路事業三・四・二百二十一―十三号国分旭ヶ丘線

三　事業施行期間　自平成二十七年七月二十七日至平成三十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　大阪府柏原市国分西二丁目及び旭ヶ丘三丁目地内

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第百八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十七日　九州地方整備局長　金尾　健司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
大分県玖珠郡玖珠町大字大隈字長田一九〇五番から同郡九重町大字粟野字広長一二六〇番一まで	前	一二・一〇～一八・五〇メートル
	後	一二・八〇～一八・七〇キロメートル
由布市挾間町挾間字立烏帽子四五七番二から同市挾間町挾間字立烏帽子四八六番五まで	前	一〇・六〇～一四・八〇メートル
	後	一二・九〇～一七・五〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

国会事項

衆議院

質問書提出

七月二十三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

藤崎駐米大使とクリントン国務長官との会談に関する再質問主意書（初鹿明博提出）

財政制度等審議会財政制度分科会で示された教職員定数の合理化に関する質問主意書（仲里利信提出）

TPP交渉についての政府の見解等に関する第三回質問主意書（鈴木貴子提出）

ビザなし交流択捉島訪問に係る新聞報道についての政府答弁に関する再質問主意書（鈴木貴子提出）

ビザなし交流中止についての質問主意書に対する政府答弁に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案が成立したことによる今後の政府の対応等に関する再質問主意書（鈴木貴子提出）

参議院

会議

七月二十四日（金曜日）午前十時　本会議

議案提出

七月二十三日議員から次の議案が提出された。

公職選挙法の一部を改正する法律案（溝手顕正外九名発議）（参第一一号）

公職選挙法の一部を改正する法律案（羽田雄一郎外五名発議）（参第一二号）

要求書提出

七月二十三日発議者から、次の議案についての委員会審査省略要求書が提出された。

公職選挙法の一部を改正する法律案（溝手顕正外九名発議）（参第一一号）

公職選挙法の一部を改正する法律案（羽田雄一郎外五名発議）（参第一二号）

議案送付（予備審査）

七月二十三日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

公職選挙法の一部を改正する法律案（溝手顕正外九名発議）

公職選挙法の一部を改正する法律案（羽田雄一郎外五名発議）

議案撤回

七月二十三日議員から次の議案が撤回された。

公職選挙法の一部を改正する法律案（羽田雄一郎外五名発議）（参第一〇号）

議案撤回通知

七月二十三日議長は、去る十六日予備審査のため衆議院に送付した次の議案は発議者が撤回した旨同院に通知した。

公職選挙法の一部を改正する法律案（羽田雄一郎外五名発議）